（旧）

施 工 管 理 基 準

この**施工管理基準**は、工事標準仕様書 第１編１－１－29 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この**施工管理基準**は、工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この**施工管理基準**は、愛知県建設局・都市交通局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾・漁港工事について適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この**施工管理基準**によりがたい場合、もしくはこの**施工管理基準**に定めのない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

３．構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）請負者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（５）請負者は、舗装工事における現場密度の測定位置及びコアー採取による厚さ測定位置について、監督員の**承諾**を得なければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（新）

施 工 管 理 基 準

この**施工管理基準**は、工事標準仕様書 第１編１－１－29 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この**施工管理基準**は、工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この**施工管理基準**は、愛知県建設局・都市交通局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾・漁港工事について適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この**施工管理基準**によりがたい場合、もしくはこの**施工管理基準**に定めのない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

３．構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）請負者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

（５）請負者は、舗装工事における現場密度の測定位置及びコアー採取による厚さ測定位置について、監督員の**承諾**を得なければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（旧）

（２）出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し 管理するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか**確認**することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

６．規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ の 他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（小規模土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工（港湾））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（ブロック据付工（港湾））実施要領」及び「ＩＣＴ活

（新）

（２）出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し 管理するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか**確認**することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

６．規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ の 他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（小規模土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	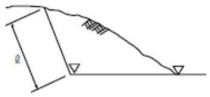	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	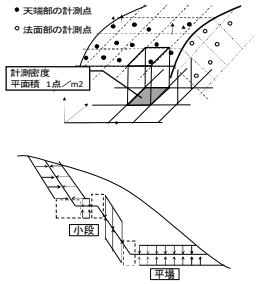	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	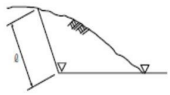	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	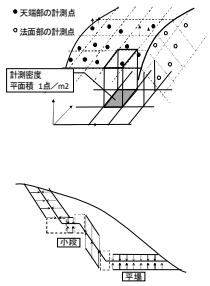	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ｉ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	2 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	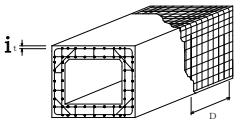 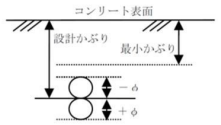 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	
						かぶり i	設計かぶり ± φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基　準　高　▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	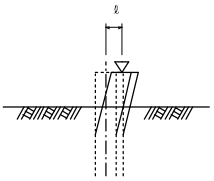	
						根　入　長	設計値以上			
						変　　位　ℓ	100			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	2 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	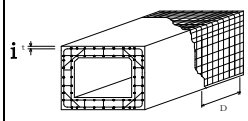 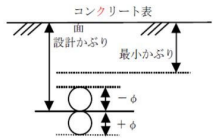 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	
						かぶり i	設計かぶり ± φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基　準　高　▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	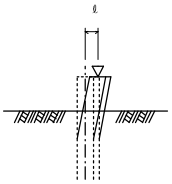	
						根　入　長	設計値以上			
						変　　位　ℓ	100			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	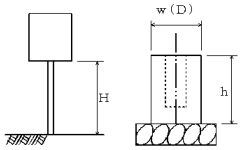	
						基礎	幅　w　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　　h	-30			
							根入長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	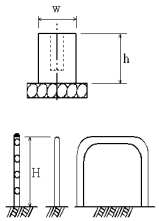	
							高　さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	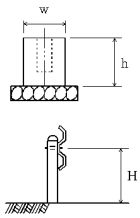	
							高　さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	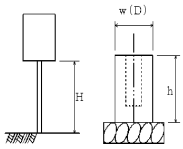	
						基礎	幅　w（D）	-30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ　h	-30			
							根 入 長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	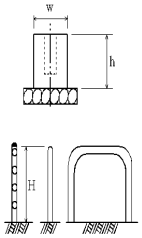	
							高 さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	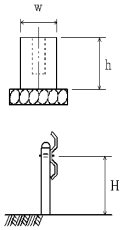	
							高 さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／１基礎毎	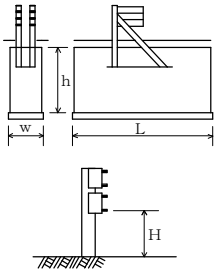	※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高　さ　h	-30			
							延　長　L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ケーブル取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		区画線工	厚　さ　t （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。		
						幅　w		設計値以上			
						延　長　L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高　さ　h		±30	１ヶ所／10本 10本以下の場合は、２ヶ所測定。	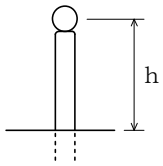	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／１基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	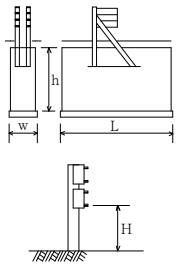	※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高　さ　h	-30			
							延　長　L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						ケーブル取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		区画線工	厚　さ　t （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。		
						幅　w		設計値以上			
						延　長　L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高　さ　h		±30	１ヶ所／10本 10本以下の場合は、２ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	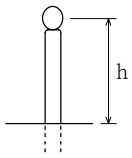	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	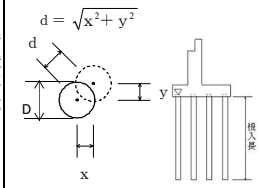	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	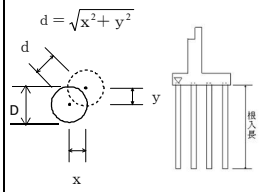	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	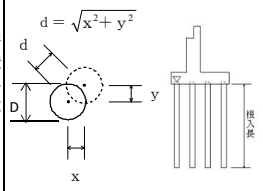	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						杭径 D	〔設計径（公称径）—30〕以上			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はﾓﾙﾀﾙ等の土留め構造の内径にて測定。	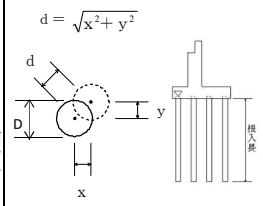	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	１／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	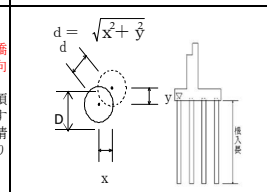	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	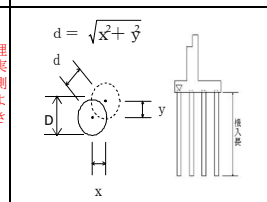	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	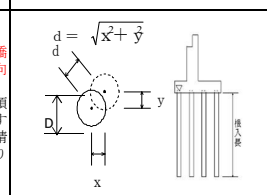	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	D／４以内かつ100以内			
						杭径 D	〔設計径（公称径）—30〕以上			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はﾓﾙﾀﾙ等の土留め構造の内径にて測定。	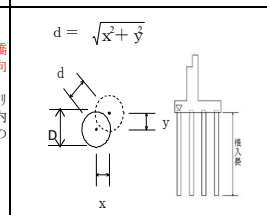	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	１／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土 法長ℓ	ℓ＜5m	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－４％			
						盛土 法長ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		場所打水路工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	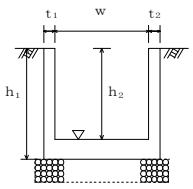	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	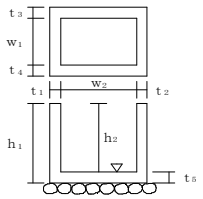	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	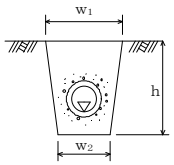	
						幅　　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5＜h≦1.0 ±４…… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	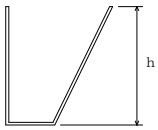	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		側溝工 (場所打水路工)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	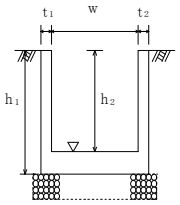	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	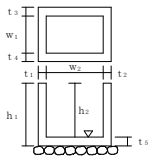	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		側溝工 (暗渠工)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	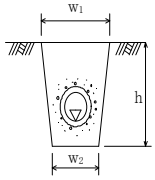	
						幅　　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5＜h≦1.0 ±４…… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	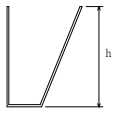	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	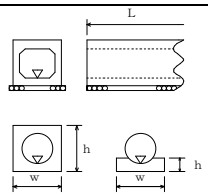	
						※幅	w	-50			
						※高さ	h	-30			
						延長	L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	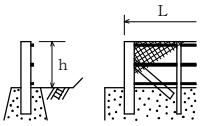	
						延長	L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	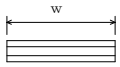	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	設計値±４	両端部及び中央部付近を測定。	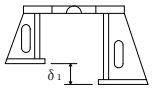	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±２		（実測値）	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	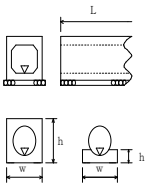	
						※幅	w	-50			
						※高さ	h	-30			
						延長	L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	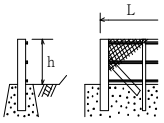	
						延長	L	-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	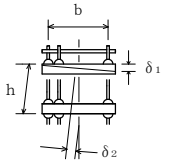	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±５			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基準高 ▽		±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w		0～＋30			
						厚さ t		－10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ		±3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	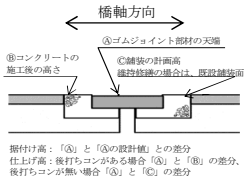	
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－２			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	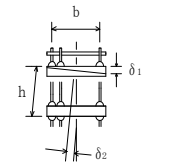	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±５			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基準高 ▽		±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	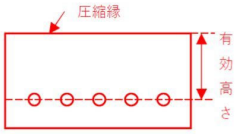	
						幅 w		0～＋30			
						厚さ t		－10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ		±3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	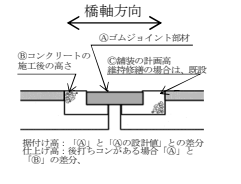	
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－２			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基　準　高　▽		±30	図面の表示箇所で測定。	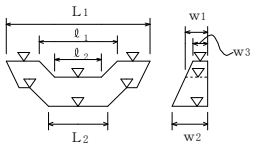	
						天端部　w_1，w_3 堤　幅　　w_2		-30			
						水通しの幅 $\ell_1 \ell_2$		±50			
						堤　長　L_1，L_2		-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基　準　高　▽		±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	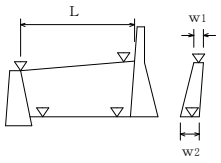	
						幅　w_1，w_2		-30			
						長　　さ　L		-100			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基　準　高　▽		±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	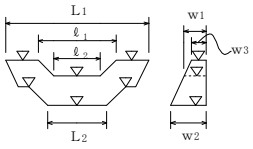	
						天端部　w_1，w_3 堤　幅　　w_2		-30			
						水通しの幅 $\ell_1 \ell_2$		±50			
						堤　長　L_1，L_2		-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基　準　高　▽		±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	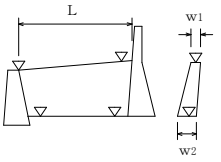	
						幅　w_1，w_2		-30			
						長　　さ　L		-100			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	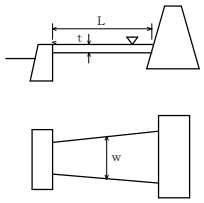	
						幅	w	-100			
						厚さ	t	-30			
						延長	L	-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	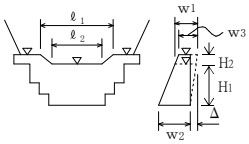	
							長さ ℓ	±100			
							幅 w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H2			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	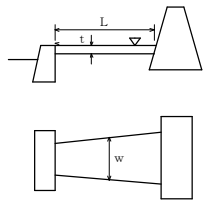	
						幅	w	-100			
						厚さ	t	-30			
						延長	L	-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	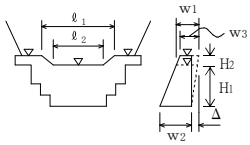	
							長さ ℓ	±100			
							幅 w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H2			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
7 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	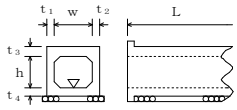	
						厚さ	t1～t4	-20			
						幅（内法）	w	-30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	-50			
							L≧20m	-100			
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	-200	１施工箇所毎		
						延長	L	-200			
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ	h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	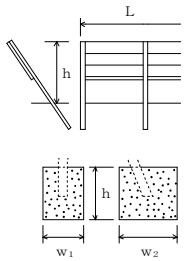	
						延長	L	-200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎１基毎		
							高さ h	-30			

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
7 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	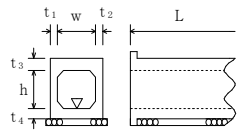	
						厚さ	t1～t4	-20			
						幅（内法）	w	-30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	-50			
							L≧20m	-100			
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長	L	-200			
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ	h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	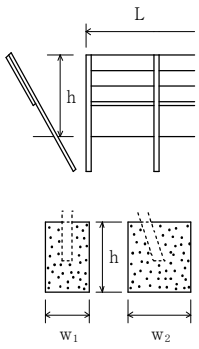	
						延長	L	-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　　長　L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基　準　高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　　w_1，w_2	-30	基礎一基毎	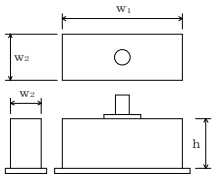	
						高　　さ　h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　　H	設計値以上	１ヶ所／１基	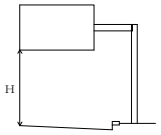	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　　長　L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	基　準　高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚　　さ	—			
						中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　　w_1，w_2	-30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	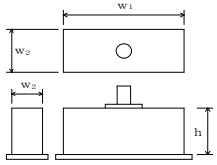	
						高　　さ　h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　　H	設計値以上	１ヶ所／１基 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	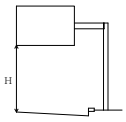	

-92-

（旧）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6ヶ所で測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。	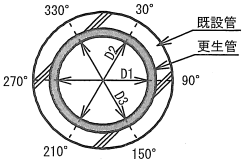	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
					更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
9 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 （高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2ヶ所で測定する。	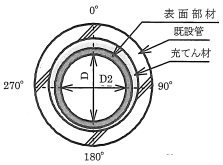	

（新）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	－	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6ヶ所で測定する。 更生後24時間以降経過した内径に対して計測し記録する。 更生管厚は、更生工事前に既設管きょの内径を測定し、更生後に同方向での更生管きょの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。	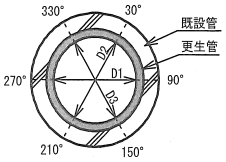	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン」に準拠して実施する。
					更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
9 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 （高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2ヶ所で測定する。	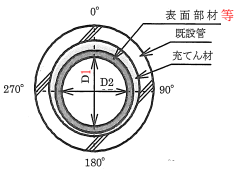	

（旧）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	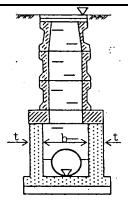	
					幅 b（内法）	−30			
					壁厚 t	−20			
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	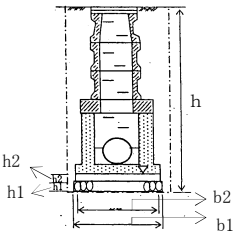	
					床掘深 h	−30			
					基礎工幅 b1	−50			
					基礎工高 h1	−30			
					コンクリート工幅 b2	−30			
					コンクリート工高 h2	−10			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(外副管)	基礎工幅 b1	−50	1施工箇所ごとに測定する。	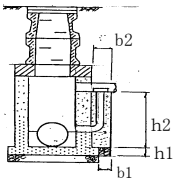	
					基礎工厚 h_1	−30			
					コンクリート幅 b2	−30			
					コンクリート高 h2	−30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(内副管)	延長 ℓ	−30	1施工箇所ごとに測定する。	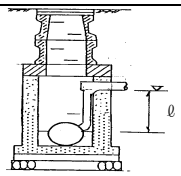	

（新）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	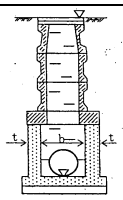	
					幅 b（内法）	−30			
					壁厚 t	−20			
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	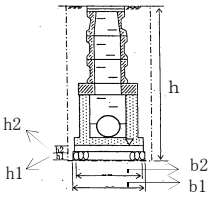	
					床掘深 h	±30			
					基礎工幅 b1	−50			
					基礎工高 h1	−30			
					コンクリート工幅 b2	−30			
					コンクリート工高 h2	−10			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(外副管)	基礎工幅 b1	−50	1施工箇所ごとに測定する。	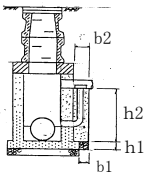	
					基礎工厚 h_1	−30			
					コンクリート幅 b2	−30			
					コンクリート高 h2	−30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(内副管)	延長 ℓ	−30	1施工箇所ごとに測定する。	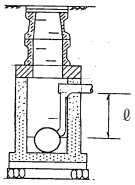	

（旧）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	越流堰(雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は，中央部および両端部を測定する。	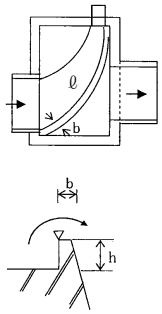	
					幅 b（厚さ）	±20	幅，高さ，延長は，１施工箇所ごとに測定する。		
					高さ h（深さ）	±30			
					延長 ℓ（長さ）	-20			
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	１施工箇所ごとに測定する。	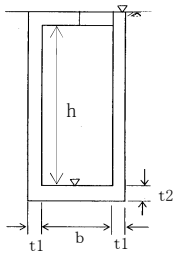	
					幅，長さ b	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚　t 1，t 2	-20			
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	１施工箇所ごとに測定する。	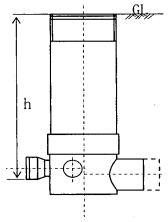	設計上規定している場合

（新）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	越流堰(雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は，中央部および両端部を測定する。	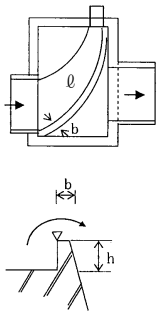	
					幅 b（厚さ）	±20	幅，高さ，延長は，１施工箇所ごとに測定する。		
					高さ h（深さ）	±30			
					延長 ℓ（長さ）	-20			
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	１施工箇所ごとに測定する。	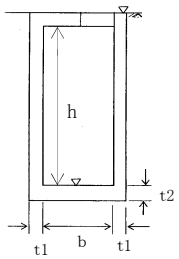	
					幅，長さ b	-30			
					高さ h	-30			
					壁厚　t 1，t 2	-20			
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	１施工箇所ごとに測定する。	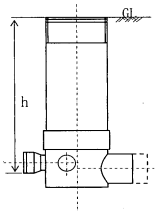	設計上規定している場合

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長 ℓ	-200	1施工箇所ごとに測定する。	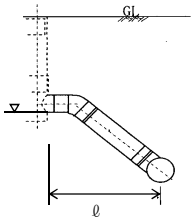	設計上規定している場合
					基準高▽	±30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	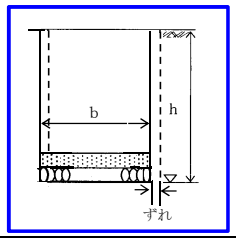	
					ずれ	±100			
					寸法 b	±100			
					深さ h	-30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑土工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	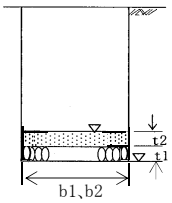	
					砕石基礎幅 b1	-50			
					砕石基礎厚 t1	-30			
					底盤コンクリート基準高	±30			
					底盤コンクリート幅 b2	-30			
					底盤コンクリート厚 t2	-10			

（新）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長 ℓ	-200	1施工箇所ごとに測定する。	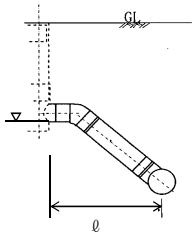	設計上規定している場合
					基準高▽	±30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	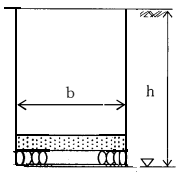	
					寸法 b	±100			
					深さ h	±30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑土工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	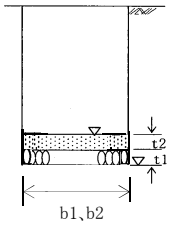	
					砕石基礎幅 b1	-50			
					砕石基礎厚 t1	-30			
					底盤コンクリート基準高	±30			
					底盤コンクリート幅 b2	-30			
					底盤コンクリート厚 t2	-10			

（旧）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基　準　高　▽	+0 −20	開口部ごとに測定する。	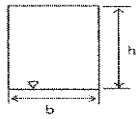	
					幅　b	−0 +20			
					高さ　h	±20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基　準　高　▽	±20	基準高は、１施工箇所ごとに交差点等を測定する。	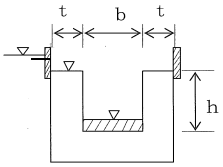	
					幅　b	±20	幅、高さは、各池の１施工箇所について３ヶ所測定する。		
					高さ　h	−20			
					厚さ　t	±10			
					長さ	±50	長さは、各池外周部の１施工箇所について測定する。		
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基　準　高　▽	±20 ※ ±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※は、堰板（既製）使用の場合に適用。	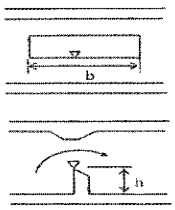	
					幅　b	±20	幅・高さは、１施工箇所ごとに測定する。		
					高さ　h	−20			
					長さ	±20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯蓄留槽工	基　準　高　▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	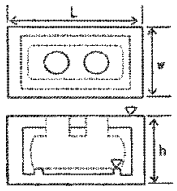	
					厚さ　t	−20			
					幅　w	−30			
					高さ　h	±30			
					延長　L	−50			

（新）

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基　準　高　▽	−20	開口部ごとに測定する。	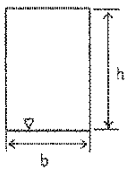	
					幅　b	−0 +20			
					高さ　h	±20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基　準　高　▽	±20	基準高は、１施工箇所ごとに交差点等を測定する。	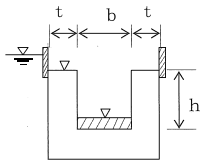	
					幅　b	±20	幅、高さは、各池の１施工箇所について３ヶ所測定する。		
					高さ　h	−20			
					厚さ　t	±20			
					長さ	±50	長さは、各池外周部の１施工箇所について測定する。		
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基　準　高　▽	±20 ※ ±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※は、堰板（既製）使用の場合に適用。	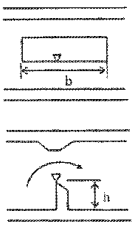	
					幅　b	±20	幅・高さは、１施工箇所ごとに測定する。		
					高さ　h	−20			
					長さ	±20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯蓄留槽工	基　準　高　▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	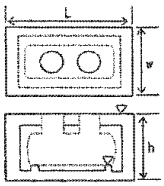	
					厚さ　t	−20			
					幅　w	−30			
					高さ　h	±30			
					延長　L	−50			

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	**設計図書**による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（〃）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（〃）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による**確認**を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他（〃）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m³未満の場合は１工種１回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他（〃）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造（プラント）	その他（〃）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	**設計図書**による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	**設計図書**による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 １工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造（プラント）	その他（〃）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/１２か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と**協議**し低減することができる。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果(供試体３本の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※。 なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験 早強セメントは必要に応じて1回につき３個（σ3）を追加で採取する。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と**協議**し低減することができる。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果(供試体３本の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※。 なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験 早強セメントは必要に応じて1回につき３個（σ3）を追加で採取する。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料（〃）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書C	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による**確認**を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料（〃）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50m³未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。 または、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、１日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満:5点 ・500m²以上1000m²未満:10点 ・1000m²以上2000m²未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、１日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満:5点 ・500m²以上1000m²未満:10点 ・1000m²以上2000m²未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他（〃）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS　A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他（〃）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS　A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書C	懸濁物質の量：２g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による**確認**を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	**設計図書**による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	**設計図書**による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。 ・急結剤は適用外	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	製造（プラント）（〃）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	製造（プラント）（〃）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2013	３本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付１日につき１回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。 σ28　３本は公的機関等で強度試験	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 吹付工	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付１日につき１回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 σ28　3本は公的機関等で強度試験	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	**設計図書**による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	その他（〃）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308 付属書C	懸濁物質の量：２g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による**確認**を行う。	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	その他（〃）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308 付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	**設計図書**による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	**設計図書**による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	その他（〃）	**練混ぜ水の水質試験**	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	製造（〃）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：１%以下 スランプ差：３cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び**特記仕様書**で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 土木学会規準JSCE-F 561-2013	**設計図書**による	１回６本　吹付１日につき１回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ7…３本、σ28…３本、）とする。 σ28　３本は公的機関等で強度試験	・参考値：18N/mm^{2}以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	製造（〃）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による	１回６本　吹付１日につき１回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ7…３本、σ28…３本、）とする。 σ28　３本は公的機関等で強度試験	・参考値：18N/mm^{2}以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
21 河川・海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	**設計図書**による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	**設計図書**による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	**設計図書**による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	**設計図書**による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256　突砂法	【河川土工】 最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。 【海岸土工】 最大乾燥密度の85%以上。または、**設計図書**に示された値。	築堤は、1,000m^{3}に１回の割合、または堤体延長20mに３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【河川土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または設計図書による 【海岸土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 または**設計図書**による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、１日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
21 河川・海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256　突砂法	【河川土工】 最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。 【海岸土工】 最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された値。	築堤は、1,000m^{3}に１回の割合、または堤体延長20mに３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【河川土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または設計図書による 【海岸土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 または設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
21 河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S004 [1]-273	**設計図書**による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
22 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	**設計図書**による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256　突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は**設計図書**に示された値。	1,000m^3に１回の割合、または**設計図書**による。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^2を標準とし、１日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^2未満:5点 ・500m^2以上1000m^2未満:10点 ・1000m^2以上2000m^2未満:15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256　突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m^3に１回の割合、または設計図書による。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^2を標準とし、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^2未満:5点 ・500m^2以上1000m^2未満:10点 ・1000m^2以上2000m^2未満:15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、１管理単位の現場空気間隙率の平均値が８%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	**設計図書**による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験 （JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	**設計図書**による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24　捨石工	材料	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m^{3}につき1回の割合で行う。 但し、5,000m^{3}以下のものは１工事２回実施する。	500m^{3}以下は監督員の**承諾**を得て省略できる。	○
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（〃）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（〃）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（〃）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書C	懸濁物質の量：２g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による**確認**を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中１回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	材料（〃）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中１回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	**設計図書**による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	**設計図書**による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 １回/日以上、重要構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 １回/日以上、重要構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書C	懸濁物質の量：２g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による**確認**を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により**確認**を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS　A　5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート(NATM)	製造（プラント）（〃）	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	**設計図書**による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	**設計図書**による	１回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリー(NATM)	製造（プラント）（〃）	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F　561-1999-2013	１回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６個（σ7…３個、σ28…３個、）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または**設計図書**の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	１日強度で５N/mm^{2}以上	トンネル施工長40mごとに１回		
	その他	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	**設計図書**による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
27 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	**設計図書**による。	材質は製造会社の試験による。		○

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F　561-1999-2023	１回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６個（σ7…３個、σ28…３個、）とする。 σ28　３個は公的機関等で強度試験	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm^{2}以上	トンネル施工長40mごとに１回		
	その他	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
27 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○

（旧）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5） タイ材 タイロッド	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を**提出**	
5） タイ材 タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	JIS K 6760	ロット毎	試験成績表を**提出**	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を**提出**	
6） 係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	標準仕様書 第10編第10章 表10－1	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	標準仕様書 第10編第10章図10－１～３及び表10―２～５	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	

（新）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5）タイ材 タイロッド	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を**提出**	
5）タイ材 タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を**提出**	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を**提出**	
6）係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	標準仕様書 第10編第10章 表10－1	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	標準仕様書 第10編第10章図10－１～３及び表10―２～５	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	

（旧）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7） 車止め（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	標準仕様書 第10編第10章表10－９	搬入前	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	
8） 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	**承諾**した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	監督員が**承諾**した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	
	重量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認** 計量器により測定	各陽極の重量の許容範囲は±２％以内とし取付総重量は陽極１個の標準重量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準重量が30kg未満の陽極重量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入時、適宜	工場の測定表を**提出**	

（新）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7）車止め（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	標準仕様書 第10編第10章表10－９	搬入前	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	
8）電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	**承諾**した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により**確認**	監督員が**承諾**した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を**提出**	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認**	監督員が**承諾**した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を**提出**	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により**確認** 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を**提出**	

（旧）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
（砕石）	材質	比重	JIS A 1110	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
		吸水量	JIS A 1110	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
（ドレーン材）	材質	㊥による。	㊥による。	㊥による。	搬入時	試験成績表を**提出**	
４） 載荷材 （砂）	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	㊥又はＪＩＳの規定による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
		単位体積重量	㊥による。	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を**確認**する。
５） 捨石材 （基礎捨石）	材質	外観	観察	標準仕様書 第10編第5章第1節による	施工中適宜		
		石の種類	観察	㊥による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	㊥による。	産地毎に１回	試験成績表を**提出**	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
		規定外重量の比率	観察	㊥及びJISA5006による。	施工中適宜		
（被覆捨石及び根固石）							５）捨石材（基礎捨石）を適用する。
６） 裏埋材 （裏埋石）	材質						５）捨石材（基礎捨石）を適用する。

（新）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
３）改良杭材 （砕石）	材質	比重	JIS A 1110	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
		吸水量	JIS A 1110	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
（ドレーン材）	材質	㊥による。	㊥による。	㊥による。	搬入時	試験成績表を**提出**	
４）載荷材 （砂）	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	㊥又はＪＩＳの規定による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	
		単位体積重量	㊥による。	㊥による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を**提出**	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を**確認**する。
５）捨石材 （基礎捨石）	材質	外観	観察	標準仕様書 第10編第5章第1節による	施工中適宜		
		石の種類	観察	㊥による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	㊥による。	産地毎に１回	試験成績表を**提出**	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	㊥及びJISA5006による。	施工中適宜		
（被覆捨石及び根固石）							５）捨石材（基礎捨石）を適用する。
６）裏埋材 （裏埋石）	材質						５）捨石材（基礎捨石）を適用する。

（旧）

４０ マット類

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1） アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)又は標準仕様書第10編第4章第2節による。	1,000㎡に１回	試験成績表及び配合表を**提出**	
		補強材の種類は(特)に適合していること。	観察	(特)による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し**提出**	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し**提出**	
2） 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096
3） 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
4） ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252

（新）

４０ マット類

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)又は標準仕様書第10編第4章第2節による。	1,000㎡に１回	試験成績表及び配合表を**提出**	
		補強材の種類は(特)に適合していること。	観察	(特)による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し**提出**	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し**提出**	
2)繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096
3)合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
4)ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により**確認**	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を**提出**	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252